用 語 の 解 説

≪住 宅≫

住　宅

住宅とは，普通の一戸建の住宅や，アパートのように完全に区画された建物の一部で，一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで，「完全に区画された」とは，コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同じ建物の他の部分と完全にしゃ断されている状態をいう。

また，「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは，次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

①一つ以上の居住室
②専用の炊事用流し(台所)
③専用の便所
（①～③：共用であっても，他の世帯の居住部分を通らずに，いつでも使用できる状態のものを含む。）
④専用の出入口
（屋外に面している出入口，又は居住者やその世帯がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって，上記の要件を満たしていれば，ふだん人が居住していなくても，ここでいう「住宅」となる。

また，ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として，次のとおり区分した。

居住世帯のない住宅

- 一時現在者のみの住宅
- 空き家
  - 二次的住宅
    - 別　荘
    - その他
  - 賃貸又は売却用の住宅
  - その他の住宅
- 建築中の住宅

一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用しているとか，何人かの人が交代で寝泊まりしているなど，そこにふだん居住している人が一人もいない住宅。

空き家

二次的住宅

別　荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で，ふだんは人が住んでいない住宅。

その他……ふだん住んでいる住宅とは別に，残業で遅くなったときに寝泊まりするなど，たまに寝泊まりしている人がいる住宅。

賃貸又は売却用の住宅

新築・中古を問わず，賃貸又は売却のために空き家になっている住宅。

その他の住宅

上記以外の，人が住んでいない住宅で，例えば，出稼ぎ・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や，建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

建築中の住宅

住宅として建築中のもので，棟上げは終わっているが戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は，外壁が出来上がったもの）。

なお，戸締まりができる程度になっている場合は，内装が完了していなくても，「空き家」とした。

また，建築中の住宅でも，ふだん人が居住している場合には，建築中とはせずに人が居住する一般の住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも，ふだん人が居住していれば，調査の対象とした。この住宅以外の建物には，次のものが含まれる。

①　会社・官公庁・団体の独身寮などのように，生計をともにしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」

②　学校の寄宿舎などのように，生計をともにしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」

③　生計をともにしない単身者を長期にわたって下宿させる「下宿屋」

④　旅館や宿泊所・保養所などのように，旅行

者などの一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

⑤　病院・工場・作業場・事務所などや，建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で，住宅に改造されていない「その他の建物」

なお, この調査で, 「人が居住している」とか, 「居住している世帯」という場合の居住しているとは，ふだん住んでいるということで，調査日現在当該住居に既に３か月以上にわたって住んでいるか，あるいは調査日の前後を通じて３か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

住宅の種類

住宅をその用途により，次のとおり区分した。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で，店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

併用住宅

農林漁業併用住宅

農業, 林業又は漁業の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅。

店舗その他の併用住宅

農林漁業以外の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅。

例えば, 商店, 飲食店, 理髪店, 医院など, 業務に使用するために設備された部分のある住宅がこれに当たる。

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

一戸建

一つの建物が１住宅であるもの。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので，各住宅が壁を共通にし，それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。いわゆる「テラス・ハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり廊下・階段などを共用しているものや，二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。階下が商店で，２階以上に二つ以上の住宅がある，いわゆる「げたばきアパート」も「共同住宅」とした。

なお, 同一敷地内に二棟以上の共同住宅が集団的（おおむね50戸以上），かつ計画的に建てられているものを「団地型」とし，それ以外のものを「その他」と区分した。

その他

上記のどれにも当てはまらないもので, 例えば，工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合をいう。

建物の用途

建物の現在の使用状況によって，建物の用途を次のとおり区分した。

居住専用建築物

専ら居住のために使用される建物で，店舗・作業場・事務所など業務に使用するための部分が結合していないものをいい，寮・寄宿舎などもここに含めた。

なお，共同住宅のうちマンションなど居住専用に建てられた建物の一部が事務所など業務用に転用されている場合，その部分の床面積が建物全体の床面積の５分の１未満であるものはここに含めた。

店舗等併用建築物

業務のために使用される部分と居住のために使用される部分とが結合している建物のうち，業務のために使用される部分の床面積が，その建物全体の床面積の５分の４未満である建物。

その他

業務のために使用される部分と居住のために使用される部分とが結合している建物で，業務のために使用される部分の床面積がその建物全体の床面積の５分の４以上であるもの。

建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって,

地階は含めない。）。

なお，中２階や屋根裏の部屋は階数に含めない。

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお，二つ以上の構造からなる場合は，床面積の広い方の構造によった。

- 木　造
  - 木造（防火木造を除く）
  - 防火木造
- 非木造
  - 鉄骨・鉄筋コンクリート造
  - ブロック造
  - その他

木造（防火木造を除く。）

建物の主な構造部分のうち，柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし，次の「防火木造」に該当するものは含めない。

防火木造

柱・はりなどの骨組みが木造で，屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル，トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの。

鉄骨・鉄筋コンクリート造

建物の骨組みが鉄骨コンクリート造，鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの。

ブロック造

外壁がコンクリートブロック造で，建物の重さをその外壁全体で支えている造りのもの。

その他

上記以外のもの。例えば，鉄骨造（柱，はりが鉄骨のもの），レンガ造などのものが含まれる。

建物の腐朽破損の程度

建物の腐朽破損の程度を次のとおり区分した。

修理を要しない又は小修理を要する

建物の主要部分に少しも損傷のないものや，建物の主要部分には少しも損傷はないがその他の部分に一部修理を要する損傷がある場合，例えば，外回りの板がところどころ落ちていたり，一部の壁にひびが入っていたり，かわらが一部外れていたり，また，雨どいが破損してひさしの一部がとれているなど，ちょっとした部分的手入れで修理できるもの。

大修理を要する

建物の主要部分に腐朽や破損など不完全なところがあって，大規模な修理をしなければ，建物の寿命に影響があると思われるもの。

危険又は修理不能

もはや寿命が尽きていてこれ以上もたないと思われる住宅や災害で大破したままの住宅などで，柱の傾斜，屋根のゆがみ，あるいは建物の主要部分の腐朽や破損がはなはだしく，ちょっとした風雨，地震にも危険を感じる程度のもの。

住宅の建築の時期

人が居住する住宅について，その住宅の建築の時期を調べた。

住宅の建築後，建て増しや改修をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。

ただし，建て増しや改修をした部分の面積が，建て増しや改修後の住宅の延べ面積の半分以上であれば，建て増しや改修をした時期を建築の時期とした。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について，所有の関係を次のとおり区分した。

- 持ち家
- 借　家
  - 公営の借家
  - 公団・公社の借家
  - 民営借家
    - 個人所有
    - 法人所有
  - 給与住宅
- 住宅以外で人が居住する建物
  - 自己所有
  - 賃貸・貸与

人が居住する住宅

持ち家

そこに居住している世帯が所有している住

宅。

最近建築，購入又は相続した住宅で，登記がまだ済んでいない場合や，ローンなどの支払いが完了していない場合も「持ち家」とした。また，親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

公営の借家

都道府県，市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で，「給与住宅」でないもの。普通，「県営住宅」，「市営住宅」などと呼んでいるものがこれに当たる。

公団・公社の借家

都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団），都道府県や市区町村の「住宅供給公社」，「住宅協会」，「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で，「給与住宅」でないもの。普通，「公団住宅」，「公社住宅」などと呼んでいるものがこれに当たる。

なお，雇用促進事業団の移転就職者用宿舎もここに含めた。

民営借家

国・都道府県・市区町村・公団・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で，「給与住宅」でないもの。

個人所有

個人が所有しているアパートや一戸建の家などを借りている場合。

法人所有

不動産会社が所有しているマンションを借りている場合など，法人が所有している住宅を借りている場合。

給与住宅

社宅，公務員住宅などのように，会社，団体，官公庁などが所有又は管理して，その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に，その従業員が住んでいる場合を含む。）。この場合，家賃の支払いの有無を問わない。

住宅以外で人が居住する建物

自己所有

工場，事務所など住宅以外の建物全体又は一部を，その世帯が所有している場合。

賃貸・貸与

工場，事務所など住宅以外の建物全体又は一部を，その世帯が借りている場合及び貸している場合。

台所の形態

台所の型について，次のとおり区分した。

(1) 独立の台所……他の室と間仕切りされている独立の台所。
(2) 食事室兼用……台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所（例えば，ダイニング・キッチンなど）。
(3) 食事室・居間兼用……台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所（例えば，リビング・キッチン，リビング・ダイニング・キッチンなど）。
(4) その他と兼用……上記以外の兼用の台所（例えば，玄関と間仕切りされていない台所など）。
(5) 他世帯と共用の台所……アパートなどで，他の世帯と共同で台所を使用している場合（同じ台所を同居世帯が使用していてもここに含めず，その型によって区分した。）。

住宅の設備状況

1　台所及び便所が専用か共用かによって，集計の際に，住宅を次のとおり「設備専用」又は「設備共用」に区分した。

設備専用

台所及び便所の両方が専用である場合（主世帯と同居世帯が共同で使用している場合を含む。）。

設備共用

台所及び便所のうち，いずれか一方あるいは両方が共用の場合。

2　便所，浴室及び洗面所について次のとおり区分した。

便　所

水洗……直接公共下水道に流す方式や自家浄化槽などで処理する方式のものをいう。

水洗でない……上記以外のものをいう。

浴　室

ある……シャワー室だけの場合も「ある」とした。

ない……浴槽があっても浴室がなければ「ない」とした。

洗面所

ある……専ら，洗面，手洗いなどのために使用する給水設備をいう。

ない

室数及び畳数

居住室数

居住室とは，居間，茶の間，寝室，客間，書斎，応接間，仏間，食事室など居住用の室をいう。したがって，玄関，台所（炊事場），便所，浴室，廊下，農家の土間などや，店，事務室，旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお，ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は，流しや調理台などを除いた広さが３畳以上の場合には，居住室の数に含めた。また，同居世帯がある場合には，同居世帯が使用している室数も含めた。

畳　数

畳数は，上に述べた各居住室の畳数（広さ）の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居住室も，3.3 平方メートルを２畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積

住宅の延べ面積とは，各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には，居住室の面積のほか，その住宅に含まれる玄関，台所，便所，浴室，廊下，農家の土間，押し入れなどや，店，事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。しかし，別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の付属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は，共同で使用している廊下，階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

地下室の床面積

地下室とは，床が地盤面より下にある居住室で，地盤面から天井面までの高さが１m以下であり，床面から地盤面までの高さが天井高の３分の１以上の要件を満たしているものをいい，地下室の床面積は，この要件を満たす地盤面より下にある階の面積をいう。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について，高齢者等のための設備・構造の有無を次の区分により調査した。

手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスをくずして転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。

手すりがある場合の設置場所は次の区分とした。

玄関
便所
浴室
廊下
階段
居住室
その他

またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。

なお，高齢者の場合は，約30～50㎝をまたぎやすい高さとした。

廊下などが車椅子で通行可能

廊下や部屋の入口の幅が約80㎝以上ある場合。

段差のない屋内

高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。

なお，玄関の“上がりかまち”や階段は，ここでいう段差に含めない。

道路から玄関まで車椅子で通行可能

敷地に接している道路から玄関口までに，高低差や障害物などがなく，車椅子で介助を必要とせず安全に通れる場合。

なお，高低差等がある場合でも，ゆるやかな傾斜路（スロープ）などが設置され，車椅子で通れる場合はここに含めた。

持ち家の建て替え・購入・新築等の別

「持ち家」について，現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

新築の住宅を購入

公団・公社など……「都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）」，都道府県や市区町村の「住宅供給公社」，「住宅協会」，「開発公社」などから，新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合

民　間……民間の土地建物業者などから，新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合

中古住宅を購入

他の世帯が住んでいた住宅を買った場合。

なお，借りていた住宅を買った場合もここに含めた。

新築（建て替えを除く）

上記の「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で，新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合。

建て替え

以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合。

相続・贈与

相続や贈与によって住宅を取得した場合。

その他

上記以外で，例えば，住宅以外の建物を住宅に改造した場合など。

持ち家の増改築

「持ち家」について，平成６年以降にその世帯が使用するために増築又は改築（建て替え，新築を除く。）をしたか否かを調査し，増改築した場合には増改築の場所，居住室を増改築した場合には，それにより増加した居住室の畳数を調査した。

Ⅰ　増改築した
(1)　居住室の畳数が増加した
(2)　居住室の畳数は増加しない
(居住室以外の増改築を含む。)

Ⅱ　増改築しない

（再掲）増改築の場所
居住室を増改築した
居住室のみ
台所を増改築した
台所のみ
便所を増改築した
便所のみ
浴室を増改築した
浴室のみ
その他の場所を増改築した
その他のみ

なお，店舗・事務所など営業用部分だけの増改築をした場合や，間貸しなど他の世帯に使用させるために増築又は改築をした場合は「増改築しない」とした。

また，離れを建てた場合及び廊下や押し入れなどを居住室に改造し，住宅全体の床面積が増加しない場合でも「増改築した」とした。

高齢者等のための設備の工事

「持ち家」について，平成６年１月以降，高齢者等のための設備の工事をしたか否かを調査した。

現在，その世帯に高齢者がいなくても，将来を見越して工事した場合も含めた。

区分は次のとおりとした。

工事した

階段や廊下の手すりの設置

階段や廊下に手すりを設置する工事

屋内の段差の解消

居住室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど，屋内の段差をなくす工事

浴室や便所の工事

埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置，便所の和式から洋式への変更などの工事

その他

上記以外の工事

工事しない

敷地の所有の関係

その住宅の敷地の所有の関係を次のとおり区分した。

```
┌ 所有地
├ 借　地 ──┬ 一般の借地権
│          └ 定期借地権など
└ その他
```

所有地

居住している住居の敷地をその世帯の世帯員が所有している場合で，登記の有無を問わない。

ただし，親の名義の土地に住んでいて地代を支払っていない場合も「所有地」とした。また，共同住宅あるいは長屋建の住宅の場合，その建物の敷地が各住宅に居住している世帯との共同所有（区分所有）になっている場合も「所有地」とした。

借　地

居住している住居の敷地を，その世帯の世帯員以外の者が所有している場合をいう。親の名義の土地に住んでいても地代を支払っている場合は「借地」とした。

一般の借地権

次の「定期借地権など」に該当しないすべての借地権。

定期借地権など

平成４年８月に新設された借地権の一つで，次のいずれかに該当するもの。

① 借地の契約期間が50年以上で，ｉ）契約の更新を行わないこと，ii）契約終了後に借地上の住宅（建物）を地主に買い取ってもらうことを請求できない旨の特約がある借地権《定期借地権》

② 借地の契約期間が30年以上で，30年以上経過後に借地上の住宅（建物）を地主に買い取ってもらうことにより借地権を消滅させる旨の特約がある借地権《建物譲渡特約付借地権》

その他

アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて，その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合。

敷地面積

敷地の所有の関係が「所有地」，「借地」及び一戸建及び長屋建の住宅については，敷地面積を調査した。

敷地面積は，登記の有無，登記上の地目（宅地，田，畑などの区分）や登記上の土地の区分（一筆）に関係なく，その住宅及び附属建物の敷地となっている土地の面積のことである。工場，事務所などと同じ構内に住宅がある場合には，工場，事務所などの敷地を除いた面積とした。農家などの場合，囲いの中にある附属建物（作業所，畜舎など）の部分の敷地は含めたが，畑などに使っている部分は，登記上の地目に関係なく除いた。マンションなどの共同住宅や長屋建の住宅の場合は，棟の敷地面積ではなく，各住宅の敷地相当分（区分所有分）の面積である。

敷地の取得時期

敷地の取得時期とは，その敷地を買ったり，借りたり，譲り受けたり，相続した時期をいう。

なお，借りていた土地を買った場合には，買った時期をいう。

敷地取得の相手方

「所有地」及び「借地」について，敷地を買ったり,借りたりした相手方を次のとおり区分した。

国・都道府県・市区町村

国・都道府県・市区町村の所有する土地を買ったり，借りたりした場合。

公団・公社など

「都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）」又は都道府県や市区町村の「住宅供給公社」，「住宅協会」，「開発公社」，「開発協会」などの所有する土地を買ったり，借りたりした場合。

会社などの法人

一般の会社などの法人の所有する土地を買ったり，借りたりした場合。

個　人

個人の所有する土地を買ったり，借りたりした場合。

相続・贈与

相続や贈与によって土地を取得した場合。

その他

上記以外で，例えば，土地の等価交換や法人以外の団体から，土地を買ったり，借りたりした場合。

≪世　帯≫

主世帯，同居世帯

１住宅に１世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし，１住宅に２世帯以上住んでいる場合には，そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし，他の世帯を「同居世帯」とした。

なお，単身者が友人と共同でアパートの１室を借りて住んでいる場合など，１住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は，便宜，そのうちの一人を「主世帯」とし，他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯，準世帯

「普通世帯」とは，住居と生計をともにしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした。主世帯は，すべて「普通世帯」である。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は，家族と一緒に住んでいたり，寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは，単身の下宿人・間借り人，雇主と同居している単身の住み込みの従業員や，寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

なお，従来，住宅に同居する一人の準世帯は住宅ごとに一つの世帯としていたが，今回の調査では，一人一人を一つの世帯とした。

世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。

したがって，たまたま旅行などで一時不在の人でも，ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は自宅に住んでいるものとした。

なお，「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが，「住み込みの従業員」や「下宿人」，「間借り人」は，雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

世帯の型

１　普通世帯について世帯員の年齢，夫婦の組数に基づき，次のとおり区分した。

(1)　１人世帯
　ア 65歳未満の単身
　イ 65歳以上の単身
(2)　２人世帯
　ア 夫婦のみ
　　(ｱ) 高齢者夫婦
　　(ｲ) その他
　イ その他
(3)　３人世帯
　ア 夫婦と６歳未満の者
　イ 夫婦と６～17歳の者
　ウ 夫婦と18～24歳の者
　エ 夫婦と25歳以上の者
　オ ＜再掲＞高齢者夫婦のいる世帯
　カ その他
(4)　４人世帯
　ア 夫婦と６歳未満の者
　イ 夫婦と６～17歳の者
　ウ 夫婦と18～24歳の者
　エ 夫婦と25歳以上の者
　オ ＜再掲＞高齢者夫婦のいる世帯
　カ 夫婦と 18 歳未満及び 65 歳以上の者
　キ その他
(5)　５人世帯
　ア 夫婦と 18 歳未満の者
　イ 夫婦と18～24歳の者
　ウ 夫婦と25歳以上の者
　エ ＜再掲＞高齢者夫婦のいる世帯
　オ 夫婦と 18 歳未満及び 65 歳以上の者
　カ その他
(6)　６人以上の世帯
　ア 夫婦と25歳未満の者
　イ 夫婦と 18 歳未満及び 65 歳以上の者
　ウ その他

なお，夫婦以外の世帯員が２人以上いる場合は

年長者の年齢によって区分した。
2．高齢者世帯を次のとおり区分した。
(1) 65歳以上の単身
65歳以上の単身者のみの世帯。
(2) 65歳以上の夫婦
ア いずれか一方が65歳以上の夫婦
夫婦のいずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯。
イ 夫婦とも65歳以上
夫婦のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯。

＜再掲＞高齢者夫婦
(3) 夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦のみの世帯。
＜別掲＞
(4) 65歳以上の世帯員のいる世帯
＜特掲＞
(5) 75歳以上の単身
75歳以上の単身者のみの世帯。
(6) 75歳以上の夫婦
ア いずれか一方が75歳以上の夫婦
夫婦のいずれか一方が75歳以上の夫婦のみの世帯。
イ 夫婦とも75歳以上
夫婦のいずれも75歳以上の夫婦のみの世帯。
＜別掲＞
(7) 75歳以上の世帯員のいる世帯

家族類型

普通世帯について，その世帯の中で最も若い世代の夫婦を基に，世帯の構成によって，家族類型を次のとおり区分した。なお，ここでいう子は独身の子に限った。

(1) 夫婦のみの世帯
(2) 夫婦と子のみの世帯
(3) 夫婦と子と親のみの世帯
(4) 夫婦と親のみの世帯
(5) 男親又は女親と子のみの世帯
(6) 兄弟姉妹のみの世帯
(7) 他の親族がいる世帯
(8) １人の世帯
(9) その他の世帯

なお，配偶者が単身赴任などのため長期不在で，世帯人員に含まれない場合は，その配偶者を除いて家族類型を決めた。

また，住み込みの家事手伝いがいる場合は，「その他の世帯」とした。

世帯員の年齢

調査日現在の満年齢である。

単身赴任者等

単身赴任者とは配偶者又は扶養親族のある給与所得者で，社命等により生活の本拠地としていたその住居を離れて３か月以上（その見込みを含む。）別の場所で生活している人をいう。また，ここには出稼ぎの人も含まれる。

世帯の収入

世帯員全員の１年間の収入（税込み額）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか，ボーナス・残業手当などの臨時収入，内職や副業による収入，年金・恩給などの給付金，配当金・利子・家賃・地代などの財産収入，その他仕送り金などを含む。

なお，相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は，売上高ではなく仕入高，原材料費，人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

家賃・間代

持ち家以外に居住する普通世帯について，最近，支払った１か月分の家賃又は間代を調査した。

この「家賃・間代」には，敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まない。

共益費・管理費

家賃・間代とは別に支払っている，廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など。

居住水準

居住水準とは，国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう，建設省が住宅建設五箇年計画で定めている目標をいい，第七期（平成８年度～平成12年度）の計画では，次の水準が設定されている。

最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準。

誘導居住水準

西暦2000年度を目途に全国で半数の世帯が確保できるようにする水準で，次の２区分から成る。

都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの。

一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの。

これらの居住水準では，それぞれ①居住室等の構成及び規模，②性能・設備，③住宅の環境及び④世帯人員別住宅規模を中心にその基準が示されているが，この調査においては，④の世帯人員別住宅規模（居住室の面積）を用いて，家族構成に応じた居住室の広さを算出し，各世帯がそれぞれの居住水準を確保しているかどうか判定した。

なお，各居住水準別に必要とされる居住室の広さの基準は次のとおりである。

最低居住水準

１　寝室

(1) 夫婦の独立の寝室（６畳）を確保する。ただし，満５歳以下の子供（就学前児童）１人までは同室とする。

(2) 満６歳以上17歳以下の子供（小学生から高校生まで）については，夫婦と別の寝室を確保する。ただし，１室２人まで共同使用とし，満12歳以上の子供（中学生以上）については，性別就寝とする（共同の場合６畳，個室の場合4.5畳）。

(3) 満18歳以上の者については，個室（4.5畳）を確保する。

２　食事室及び台所

(1) 食事のための場所を食事室兼台所として確保する。ただし，単身世帯については，台所のみとする。

(2) 食事室の規模は，世帯人員に応じ，２～４人世帯の場合は7.5㎡（4.5畳），５人以上世帯の場合は10㎡（６畳）とする。

(3) 上記(1)，(2)にかかわらず，中高齢単身世帯については，食事のための場所を食事室兼台所として確保し，その規模は，7.5㎡（4.5畳）とする。

誘導居住水準

都市居住型

１　寝室

(1) 夫婦の独立の寝室（８畳）を確保する。ただし，満３歳以下の子供（乳幼児）１人までは同室とする。

(2) 満４歳以上11歳以下の子供（幼稚園児から小学生まで）については，夫婦と別の寝室を確保する。ただし，１室２人まで共同使用とする（共同の場合８畳，個室の場合4.5畳）。

(3) 満12歳以上の子供（中学生以上）については，個室（4.5畳）を確保する。

２　食事室及び台所

(1) 食事室及び台所を確保する。ただし，単身世帯については，食事室兼台所（６畳）を確保する。

(2) 食事室の規模は，世帯人員に応じ，２人世帯の場合は５㎡（３畳），３～４人世帯の場合は7.5㎡（4.5畳），５人以上世帯の場合は10㎡（６畳）とする。

(3) 台所の規模は，世帯人員に応じ，２～３人世帯の場合は５㎡（３畳），４人以上世帯の場合は7.5㎡（4.5畳）とする。

３　居間

(1) ２人以上の世帯については，居間を確保する。

(2) 居間の規模は，世帯人員に応じ，２人世帯の場合は10㎡（６畳），３人世帯の場合は13㎡（８畳），４人以上世帯の場合は16㎡（10畳）とする。

４　上記１～３にかかわらず，中高齢単身世帯又は高齢者同居世帯については，次のとおりとする。

(1) 中高齢単身世帯については，食事室兼

台所の規模を，13㎡（８畳）とする。

(2) 高齢者同居世帯については，高齢者専用の居間を確保することとし，その規模は，10㎡（６畳）とする。

一般型

1　寝室

(1) 夫婦の独立の寝室（８畳）を確保する。ただし，満３歳以下の子供（乳幼児）１人までは同室とする。

(2) 満４歳以上11歳以下の子供（幼稚園児から小学生まで）については，夫婦と別の寝室を確保する。ただし，１室２人まで共同使用とする（共同の場合８畳，個室の場合６畳）。

(3) 満12歳以上の子供（中学生以上）については，個室（６畳）を確保する。

2　食事室及び台所

(1) 食事室及び台所を確保する。ただし，単身世帯については，食事室兼台所（６畳）を確保する。

(2) 食事室の規模は，世帯人員に応じ，２人世帯の場合は５㎡（３畳），３～４人世帯の場合は7.5㎡（4.5畳），５人以上世帯の場合は10㎡（６畳）とする。

(3) 台所の規模は，世帯人員に応じ，２～３人世帯の場合は５㎡（３畳），４人以上世帯の場合は7.5㎡（4.5畳）とする。

3　居間

(1) ２人以上の世帯については，居間を確保する。

(2) 居間の規模は，世帯人員に応じ，２人世帯の場合は10㎡（６畳），３人世帯の場合は13㎡（８畳），４人以上世帯の場合は16㎡（10畳）とする。

4　世帯がそれぞれのライフスタイルに応じて任意の用途に供することのできる空間として余裕室を確保することとし，その規模は，世帯人員に応じ，１人世帯の場合は7.5㎡（4.5 畳），２～３人世帯の場合は10㎡（６畳），４人以上世帯の場合は13㎡（８畳）とする。

5　以上の規定にかかわらず，中高齢単身世帯又は高齢者同居世帯については，次のとおりとする。

(1) 中高齢単身世帯については，食事室兼台所の規模を，13㎡（８畳）とする。

(2) 高齢者同居世帯については，高齢者専用の居間を確保することとし，その規模は，10㎡（６畳）とする。

なお，居住水準以上の世帯について，更に「水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている世帯」を，次に示す必要とする台所及び設備状況により，それぞれの水準ごとに判定した。

最低居住水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

1　台所は，専用の台所とする。

2　設備は，次の条件を満たすものとする。

(1) 便所は，専用の便所とする。

(2) 浴室は「あり」とする。

(3) 洗面所は「あり」とする。

誘導居住水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

1　台所は，専用の台所とする。

2　設備は，次の条件を満たすものとする。

(1) 便所は，専用の水洗便所とする。

(2) 浴室は「あり」とする。

(3) 洗面所は「あり」とする。

世帯の家計を主に支える者

世帯の家計を主に支える者とは，その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう。

なお，他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は，便宜その世帯の世帯主とした。

年齢

調査日現在の満年齢である。

従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

- 自営業主
  - 農林・漁業業主
  - 商工・その他の業主
- 雇用者
  - 会社・団体・公社又は個人に雇われている者
  - 官公庁の常用雇用者
  - 臨時雇・日雇
- 無　職
  - 学　生
  - その他

自営業主

農林・漁業業主

個人で農業，漁業などを営んでいる者。

商工・その他の業主

個人経営の商店主・工場主など，農林・漁業業主以外の自営業主。個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。家庭で内職をしている場合もここに含めた。

雇用者

会社・団体・公社又は個人に雇われている者

会社，「都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）」などの公団・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて，給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など）。

また，会社・団体の社長・取締役・理事などのいわゆる役員もここに含めた。

官公庁の常用雇用者

現業・非現業を問わず，国又は地方公共団体に常時雇われて，給料・賃金などを受けている者。

臨時雇・日雇

日々又は１年以内の期間を定めて雇われている者。

無　職

学　生

ふだん仕事をしないで主に通学をしている者。

その他

ふだん仕事をしないで，仕送り金，雇用保険金，生活保護給付金，年金，財産収入などで生活している者。

通勤時間

徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）の合計をいう。

なお，農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合，自営の大工，左官，行商に従事している人などが自宅を離れて仕事をしている場合，雇われて船に乗り組んでいる場合などは，便宜「０」分とした。

入居時期

現在の住居に入居した時期をいう。現在の住宅が入居後に建て替えられた場合には建て替え前の住宅に入居した時期をいう。世帯の家計を主に支える者が出生時から引き続き住んでいる場合は出生時を入居時期とした。

従前の居住地

現住居への入居時期が昭和 61 年１月以降の者について，従前の居住地を次の区分で調べた。なお，東京都の 23 区は１市とした。

自市区町村

自区内

市内他区

県内他市区町村

前住居の所在地が現在と同じ都道府県内の他の市区町村の場合。

他　県

前住居の所在地が現在の都道府県と異なる都道府県の場合。

国　外

前住居の所在地が国外の場合。

従前の居住期間

現住居への入居時期が昭和 61 年１月以降の者について，現住居に入居する直前の住居に居住していた期間を調査した。

従前の居住形態

現住居への入居時期が昭和 61 年１月以降の者について，従前の居住形態を次の区分で調査した。

なお，この区分の内容については，≪住宅≫の項を参照されたい。

親族の家……親・その他の親族の家に同居していた場合。

持ち家

一戸建・長屋建

共同住宅

借家

公営の借家

公団・公社の借家

民営借家（一戸建・長屋建）

民営借家（共同住宅）

給与住宅

下宿・間借り又は住み込み

寮・寄宿舎

その他 ……上記以外の場合。例えば，病院，学校，旅館，工場など住宅以外の建物に住んでいた場合。

別世帯となっている子の居住地

家計を主に支えている者の子のうち，住居又は生計を別にする子（未婚の子，既婚の子及び子の配偶者を含む。）の住んでいる場所について次のとおり区分した。子が２人以上いる場合は，最も近くに住んでいる子について調査した。

別世帯の子はいない

子がいない場合を含む。

一緒に住んでいる

同じ住居内に子が同居している場合。生計が別の場合も含めた。

同じ建物に住んでいる

アパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合。

同じ敷地内の別の建物に住んでいる

同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合。

近くに住んでいる（徒歩５分程度）

片道１時間未満の場所に住んでいる＊

片道１時間以上の場所に住んでいる＊

＊「片道１時間」とは，ふだん行き来に利用している交通手段による所要時間（片道）のことをいう。

≪住環境・都市計画≫

日照時間

調査日前後の晴天の日の状態により，居住室に日が当たっている時間を調査した。

日の当たる居住室が２室以上ある場合は，いずれか一つの室に日が当たり始めてから，どの室にも日が当たらなくなるまでの時間とした。ただし，その間にどの室にも日が当たらない時間がある場合は，その時間を除いている。

室内に日が差し込んでいなくても，室が面している廊下や窓際に日が当たっていれば，居住室に日が当たっている時間に含めた。

なお，全く日が当たらない場合は「１時間未満」とした。

敷地に接している道路の幅員

住宅の敷地に接している道路の幅員について調査した。道路の幅員には歩道や側溝の幅も含め，２本以上の道路に接している場合は，広い方の道路の幅員とした。

空き地や公園などに接していて道路の接していない場合や，住宅の敷地と道路の接している部分の長さが２m未満の場合は，「接していない」とした。ただし，駅前広場に接している場合は，駅前広場を道路とみなして，便宜「10m以上」とした。

都市計画の地域区分

都市計画による地域区分を基に，調査区を次のとおり区分した。

なお，一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は，番号の小さい方の区分とした。

◎　都市計画区域
A　市街化区域
Ⅰ　工業区域
１　工業A区域
(1)　工業専用地域
(2)　工業専用地域とその他
(3)　工業地域
(4)　工業地域とその他
２　工業B区域
(5)　準工業地域
(6)　準工業地域とその他
Ⅱ　商業区域
１　商業A区域
(7)　商業地域
(8)　商業地域とその他
２　商業B区域
(9)　近隣商業地域
(10)近隣商業地域とその他
Ⅲ　住居区域
１　住居地域
(11)　準住居地域
(12)　第２種住居地域
(13)　第１種住居地域
(14)　住居地域混合
(15)　住居地域とその他
２　中高層住居専用地域
(16)　第２種中高層住居専用地域
(17)　第１種中高層住居専用地域
(18)　中高層住居専用地域混合
(19)　中高層住居専用地域とその他
３　低層住居専用地域
(20)　第２種低層住居専用地域
(21)　第１種低層住居専用地域
(22)　低層住居専用地域混合
B　市街化調整区域
C　未線引きの区域
◎　都市計画区域以外の区域
＜特掲＞
防火区域（防火地域及び準防火地域）

調査区の建ぺい率

都市計画の地域区分を基に，調査区の建ぺい率を区分した。

なお，一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は，建ぺい率の大きい方の区分とし，調査区の全域について建ぺい率の指定のない都市計画区域以外の区域の場合は「指定なし」とした。

調査区の容積率

都市計画の地域区分を基に，調査区の容積率を区分した。

なお，一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は，容積率の大きい方の区分とし，調査区の全域について容積率の指定のない都市計画区域以外の区域の場合は「指定なし」とした。

公共下水道

調査区が公共下水道の処理区域であれば「公共下水道あり」，処理区域外であれば「公共下水道なし」とした。

最寄りの医療機関までの距離

調査区の中心から最寄りの医療機関までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの公園までの距離

調査区の中心から最寄りの公園までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの公民館・集会所までの距離

調査区の中心から最寄りの公民館・集会所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの緊急避難場所までの距離

調査区の中心から最寄りの緊急避難場所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離

調査区の中心から最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの幅員６m以上の道路までの距離

調査区の中心から最寄りの幅員６m以上の道路までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの郵便局・銀行までの距離

調査区の中心から最寄りの郵便局・銀行までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りのコンビニエンス・ストアまでの距離

調査区の中心から最寄りのコンビニエンス・ストアまでの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの交通機関までの距離

調査区の中心から最寄りの駅及びバス停留所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

≪住宅及び土地の所有等≫（調査票乙に関する集計）

統計表に乙印のある結果の住宅又は土地の所有とは，その世帯の世帯員（世帯主を含む。）が名義人となっているものをいう（共有名義の場合を含む。）。

住宅及び敷地の所有名義

「持ち家」及び「所有地」について不動産の登記簿上の名義人によって区別した。

世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有（世帯主を含む。）

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合及びその世帯の世帯員同士の共有名義の場合。

他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計をともにしていない親族，友人や知人，同僚など）や会社・法人などとの共有名義となっている場合。

住居又は生計をともにしていない配偶者・親など

住居又は生計をともにしていない配偶者，親，祖父母又は子が名義人となっている場合。

その他の世帯の世帯員又は法人など

上記以外の親族（住居又は生計をともにしていない伯父・叔母，甥・姪，兄弟姉妹など）や親族以外の人，会社などの法人が名義人となっている場合。

住宅・土地の所有の有無

世帯における住宅・土地の所有状況を次のとおり区分した。

1　現住居の敷地を所有している
(1)現住居を所有している
ア　現住居以外の住宅を所有
イ　現住居の敷地以外の宅地などを所有
ウ　農地・山林を所有
エ　現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地などを所有
オ　現住居以外の住宅・農地・山林を所有
カ　現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有
キ　現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有
ク　いずれも所有していない
(2) 現住居を所有していない
ア　現住居以外の住宅を所有
イ　現住居の敷地以外の土地を所有
ウ　いずれも所有していない

2　現住居の敷地を所有していない
(1) 現住居を所有している
ア　現住居以外の住宅を所有
イ　現住居の敷地以外の土地を所有
ウ　いずれも所有していない
(2)現住居を所有していない
ア　現住居以外の住宅を所有
イ　現住居の敷地以外の土地を所有
ウ　いずれも所有していない

その世帯の世帯員が住宅・土地などの一部でも所有していれば「所有している」とした。また，最近取得した住宅・土地で，登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「所有している」とした。

現住居以外に所有する住宅・土地

現住居以外に所有している住宅とは，その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物以外に所有している住宅をいう。

現住居以外に所有する土地とは，その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物の敷地以外に所有している土地（農地，山林，住宅用地，事業用地，原野，荒れ地，池沼など）をいう。

現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について，次のとおり区分した。

親族居住用

住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅。

二次的住宅・別荘用

残業で遅くなったときに寝泊まりするなどたまに使用する住宅や，週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅。

貸家用

賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅。

その他

売却などのため現在空き家になっている住宅やその世帯がふだん昼間だけ使っている住宅。

現住居以外に所有する住宅の延べ面積

≪住宅≫の項参照。

現住居以外に所有する住宅の構造

≪住宅≫の項参照。

現住居以外に所有する住宅の建築の時期

≪住宅≫の項参照。

現住居以外に所有する住宅及び現住居の敷地以外に所有する土地の所在地

所有している住宅及び土地の所在地を次のとおり区分した。

現住居と同じ市区町村

現在住んでいる住居と同じ市区町村。

自県内

現在住んでいる住居と同じ都道府県内。

他　県

現在住んでいる住居と異なる都道府県。

現住居の敷地以外の宅地などの所有形態

現住居の敷地以外の宅地などとは，その世帯の所有している住宅用地，事業用地，原野，荒れ地，池沼などの農地・山林以外の土地をいう。

宅地などの所有形態について，次のとおり区分した。

世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有（世帯主を含む）

その世帯の世帯員のいずれかの単独名義となっている場合や，その世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合（世帯主を含む。）。

他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計をともにしていない親族，友人や知人，同僚など）や会社・法人などとの共有名義となっている場合。

現住居の敷地以外の宅地などの取得方法

この住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお，宅地などを購入した場合は，仲介者でなく，宅地などを買った直接の相手方について区分した。また，複数の方法によって取得した場合は，最も面積の大きな部分を取得した方法とした。

国・都道府県・市区町村から購入

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合。

公団・公社などから購入

「都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）」又は都道府県や市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」・「開発協会」などの所有する宅地などを買った場合。

会社などの法人から購入

一般の会社などの法人の所有する宅地などを買った場合。

個人から購入

個人の所有する宅地などを買った場合。

相続・贈与で取得

相続や贈与によって宅地などを取得した場合。

その他

上記以外で，例えば土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合。

現住居の敷地以外の宅地などの取得時期

宅地などの取得時期とは，その宅地などを買ったり，譲り受けたり，相続した時期をいう。

なお，借りていた宅地などを買った場合には，買った時期をいう。

現住居の敷地以外の宅地などの利用現況

宅地などの利用現況について，次のように区分した。

主に建物の敷地として利用

一戸建専用住宅

一戸建住宅のうち，居住の目的だけに建てられた住宅。

一戸建店舗等併用住宅

一戸建住宅のうち，店舗，作業所，事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅。

共同住宅・長屋建住宅

アパート・マンションなどの共同住宅，テラスハウスなどの長屋建住宅。

事務所・店舗

事務所，営業所，商店，飲食店，喫茶店など。

工場・倉庫

工場，作業所，鉱業所や倉庫，貯蔵庫など。

ビル型駐車場

屋根，柱，壁などで構成された複数階から成る（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。）駐車場としてのみ使用される建物。

なお，１階だけの建物であっても，屋根，柱，壁などが堅固に建てられたものも含む。

その他の建物

上記以外の建物。

主に建物の敷地以外に利用

屋外駐車場

建物を建てずに駐車場に利用している場合。

資材置場

建物を建てずに資材置場として利用している場合。ただし，建物を建てて資材置場などに利用している場合は，「工場・倉庫」としている。

その他に利用

道路や遊び場など，建物を建てずに利用している場合で，上記以外のもの。

利用していない

空き地，原野など，特に利用していない土地（荒れ地・池沼などを含む。）。

現住居の敷地以外の宅地などにある建物の所有者

宅地などの利用現況で，主に建物の敷地として利用している場合のみ該当。

自世帯所有

その世帯の世帯員のいずれかの所有となっている場合及びその世帯の世帯員同士の共有の場合。

住居又は生計をともにしていない配偶者・親などが所有

住居又は生計をともにしていない配偶者，親，祖父母又は子などが所有している場合。

その他の世帯・法人などが所有

上記以外の親族（住居又は生計を共にしていない伯父・叔母，甥・姪，兄弟姉妹など）や親族以外の人，会社などの法人が所有している場合。

現住居の敷地以外の宅地などの主たる使用者

その世帯が所有している宅地などを継続的に使用している人又は会社などをいい，次のとおり区分した。

自世帯使用

その世帯の世帯員のいずれかが使用。

住居又は生計をともにしていない配偶者・親などが使用

住居又は生計をともにしていない配偶者，親，祖父母又は子などの使用。

その他の世帯・法人などが使用

上記以外の親族（住居又は生計をともにしていない伯父・叔母，甥・姪，兄弟姉妹など）や親族以外の人，会社などの法人が使用

土地の所有件数

宅地などの所有数については，地続きで連続した土地を一つの区画として，それぞれの区画ごととした。ただし，同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有については，所在する市区町村ごとに１件とした。

所有面積

この住居の敷地以外の土地（「宅地など」，「農地」及び「山林」）を所有している世帯の世帯員の「持ち分」の面積の合計をいう。

≪地　域≫

人口集中地区

本調査の人口集中地区は，平成７年国勢調査で設定された人口集中地区を適用している。

平成７年の国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては，

(1)　平成７年国勢調査基本単位区を基礎単位区地域として用い，

(2)　市区町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が１平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接して，

(3)　平成７年国勢調査時に人口 5,000 人以上を有する場合，

この地域を「人口集中地区」とした。

大都市圏

本調査の大都市圏は，平成７年国勢調査において広域的な都市地域を規定するために行政区域を越えて設定された地域区分であり，「中心市」及びこれに社会・経済的に結合している「周辺市町村」によって構成される。その設定基準は以下のとおりである。

(1)　中心市

大都市圏の「中心市」は，東京都特別区部及び政令指定市とする。

ただし，中心市がお互いに接近している場合は，それぞれについて大都市圏を設定することはせずその地域を統合して一つの大都市圏とする。

(2)　周辺市町村

「周辺市町村」は，大都市圏の「中心市」への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が該当市町村常住人口の 1.5%以上あり，かつ，中心市と連接している市町村とする。

ただし，中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が 1.5%未満の市町村であっても，その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は，「周辺市町村」とする。

(3)　以上の設定基準により画定された「大都市圏」とその中心市は次のとおりである。

札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
京浜葉大都市圏	千葉市，東京都特別区部，横浜市，川崎市
中京大都市圏	名古屋市
京阪神大都市圏	京都市，大阪市，神戸市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市，福岡市

距離帯

ここでいう「距離帯」とは，旧東京都庁（千代田区），名古屋市役所，大阪市役所を中心とする一定の距離が描く円内に含まれる市区町村を合わせた地域（東京は 70 キロ圏，名古屋及び大阪は 50 キロ圏）について，それぞれの地域内を幅 10㎞ごとに０～10㎞，10～20㎞･･･の同心円に区分したものである。

二つ以上の距離帯にまたがる市区町村は，その市区町村の面積が最も広く含まれる距離帯に属するものとした。ただし，市区町村の一部のみが市街地となり人口が偏在している場合など，市街地の所在により所属距離帯を決定した市区町村もある（注：平成７年国勢調査人口による。）

【注】「３大都市圏，「距離帯」を構成する市区町村及び地域範囲については，「参考５　３大都市圏及び距離帯別構成市区町村名並びに地域図」を参照されたい。